

出産・子育て応援交付金のご案内



☆この事業について

すべての妊産婦さんが安心して出産、子育てできるよう、継続的な「相談支援」と出産育児用品購入等の経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

伴走型相談支援

保健師・看護師等が面談を実施し、妊婦さんや子育て家庭の相談に応じます。

- ①妊娠届出時
- ②妊娠8か月頃（希望者）
- ③乳児家庭全戸訪問時

面談を通して利用できるサービスのご案内や必要な手続きの確認、妊娠中や育児の不安への相談を行います。

出産・子育て応援ギフト

- ①出産応援ギフト
- ②子育て応援ギフト

妊娠時と出生後の2回の面談実施後、各50,000円の交付金を給付します。



☆対象者

令和4年4月1日以降に出産された方、または出産予定の方

※すでに出産された方および妊娠届出をされた方には、さかのぼって交付金を給付します。

（アンケートに回答いただくなど、一定の条件があります）

☆相談・ギフト申請の流れ

妊娠届出時面談

- ①妊娠の届出を行い、母子手帳の交付を受ける。（※）
- ②保健師または看護師による面談を受ける。妊娠期の過ごし方や利用できるサービスなどを一緒に確認する。
- ③出産応援ギフト支給申請書および請求書を提出する。

※賀陽庁舎（保健課）以外の支所では保健師・看護師の面談を受けることができません。

保健師・看護師の面談が受けられなかった場合は、後日面談をさせていただきます。

妊娠8か月頃の面談

- ①妊娠7か月頃、対象の方にアンケートと案内文が届く。
- ②アンケートに回答し、同封されている返信用封筒で保健課へ返送する。
- ③希望者に対して、面談を実施する。面談では、出産前後の過ごし方や手続きなどについて一緒に確認します。

乳児家庭全戸訪問時の面談

- ①生後4か月までに全ての家庭に看護師・保健師が訪問します。訪問日程は事前に連絡します。
- ②子育て応援ギフト支給申請書および請求書を提出する。

☆お問い合わせ先

保健課 母子保健班 ☎0866-54-1326

